
令和8年4月14日 部長会議

開催日時	令和8年4月14日(火) 午前9時00分から午前9時30分まで
開催場所	庁議室
出席者	辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)兼環境経済部理事(立命館イノベーションシニアコーディネーター)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長兼上下水道部理事(農業集落排水処理施設跡地担当)、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼子ども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、子ども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、建設部理事(河川・公園緑地担当)兼上下水道部理事(雨水整備事業担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(生涯学習・スポーツ推進・図書館担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	市長
議事概要	下記のとおり

1. 副市長訓示

- ・新年度に入り、気候も良く、新たに清々しい気持ちで皆様に業務に取り組んでいただいていると思っている。市内の各学校・園においても、先週、入学・入園式が挙行され、子どもたちも新しい学年がスタートしているが、4月も半月が過ぎようとしている。新しい体制で、業務をしっかりと継続いただくとともに、新規や拡大の事業執行にあたっては、市民の方により効果的な事業となるよう、目的達成に向け進めていただくようお願いする。
- ・来週からヒアリングを実施する、各部局の「主要課題整理および組織目標」については、前任者から課題分析や課題解決の方向性等を十分に引き継いでいることと思うが、新体制のもと、課題解決に向け、積極的に部局間の対話や連携を、また、市民や多様な主体を活用・協働しながら、業務にあたってもらいたい。課題解決には、あるべき姿とのギャップの大小はあると思うが、小さな一歩が、次につながり、事態を動かすことから、小さな目標を繰り返しながら、解決に向かえるよう、必ず課題解決案を示していただき、お互いの論議を深めていきたいと考えているので、よろしくお願いする。
- ・4月6日(月)から明日15日(水)まで、「春の全国交通安全運動」が実施されているところであるが、4月1日施行の道路交通法の改正により、自転車への交通違反に対する「青切符」導入や、自動車が自転車を追い越す際の安全間隔義務化等、大きく変わっているところである。公用車での運転時はもちろんのこと、通勤等での自転車の利用等についても注意し、ルールをしっかりと理解し、市職員の自覚を持って、行動するようお願いする。
- ・4月1日付けで依命通達を発出させていただき、事務ミスがないように事務の徹底について出させていただいたが、改めて、書類を市民や外部に送付する際には、送付前に再確認をいただき、チェック体制を確実なものにしていただくようお願いする。

2. 重要報告

(1)「庁議および市政戦略会議の運営方針」の改定について

【資料:報1-1-2】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・今回の庁議等運営方針の主な改定内容につきましては、【報1-1】を基に説明させていただくが、【報1-2】の庁議および市政戦略会議の運営方針において、修正部分を赤字で記載させていただいているので、あわせて確認いただきたい。
- ・【報1-1】①市政戦略会議の案件等に係る手順について、市政戦略会議で協議・確認された案件は、会議後に市長決裁により決定し、その後部長会議にて重要報告として付議いただいているところであり、実際の事務手続きである付議手順に基づいた内容に、運営方針のP1、P6、P16の対象箇所の文言を修正させていただいたところである。
- ・②会議の資料について、こちらは条例および計画策定の際の資料について、総括副部長会議での意見資料等の添付漏れを防止するために付議資料とともにチェックリストを提出いただくよう運用方針のP3の記載内容を修正させていただいたものである。
- ・③【別表3】庁議資料の公表に係る整理について、運用方針のP12の「【別表3】部長会議の審議内容等の公表の考え方」の「意思決定の有無」に関する協議案件および重要報告案件について、現状に合わせた形での修正をさせていただいたところである。
具体的には、部長会議での協議案件および重要報告案件の意思決定はないため、「－」にさせていただき、重要報告案件については、「付議前に意思決定済」というような形での文言修正をさせていただいたものである。
- ・④パブリックコメント募集に係る資料について、運用方針のP30、P31に修正箇所を赤字で記載させていただいているが、パブリックコメントの様式の一部をまちづくり協働部において変更されたことに伴う修正となっている。
- ・⑤様式「事業への早期対応について」への追記について、運用方針のP42、P43に記載させていただいているが、議案・予算に関する事業の早期着手に係る手順の様式を総務部で変更されたことに伴う修正となっている。
- ・⑥草津市における本部会議等設置一覧について、運用方針のP44に記載させていただいているが、昨年度に廃止された「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議」および「令和7年度国勢調査草津市実施本部」を削除し、令和8年度の本部体制について、時点修正をさせていただいたものとなっている。

(2) 令和8年度における計画策定に係る庁議および議会への一括報告について

【資料:報2-1~3】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・「庁議および市政戦略会議の運営方針」に基づき、策定方針やスケジュールなどを決定する最初の庁議付議に限り、一覧表により一括で総合政策部から付議を行い、併せて、議会報告について、総合政策部より一括で報告するものである。
- ・1月5日付で、庁内掲示板にて照会をさせていただき、18件の回答をいただいたところである。
- ・内訳としては、【報2-1】に記載の15件については、中間見直しによる計画の策定、計画期間の終了に伴う次期計画の策定を行うもの、また、既に策定方針等について報告済みのものであり、こちらについては総合政策部より議会へ一括して報告させていただく。
- 【報2-2】に記載の1件については、新規の計画や、議会に対し詳細な説明を要する計画などであり、記載している第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画については、基本計画の一部に、新たに食品ロス削減推進計画を位置付ける必要があることから、環境経済部で別途議会に報告をいただくということである。

【報2-3】に記載の2件については、市民参加条例の第5条の市民参加の対象となる事項に該当しないものということで、パブリックコメントの実施を伴わない計画である。こちらについてもパブリックコメントの実施を伴わないものとして、総合政策部から議会へ報告をさせていただくとともに、それぞれ表に記載のとおり、議会への報告等を中間報告また最終報告ということで行っているため、それぞれよろしく願いたい。

・今後、正副議長説明を行う予定であるので、資料に修正がある場合は、本日中に企画調整課まで御連絡いただきたい。

(3) 草津市で活動するスタートアップ企業の実証実験への協力について

【資料:報3-1】

【総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)兼環境経済部理事(立命館イノベーションシニアコーディネーター)から資料に基づき説明】

・草津市で活動するスタートアップ企業の実証実験への協力について、今年度特にスタートアップ企業の育成・創出ということで予算をいただき、特に立命館大学BKC内のグラスルーツイノベーションセンター(GIC)を拠点として、スタートアップ企業の創出を果たしていくが、現在、既に入居されているカナリアテック株式会社の代表取締役は大学院生であるが、大学生時代に既に起業しており、様々な提案を行い、資金を獲得しているところであるが、宿場まつりの1日や6月から8月の3ヶ月間市役所内でロボットの実証実験をしていきたいという申し出があったので、内部協議、関係課協議を踏まえた上で、実証実験をしていこうというところである。

・宿場まつりでは来街者に対する案内や時代行列の先導、お弁当の配達等をぶっつけ本番ではあるが、考えたとおりに動くかどうかという実証実験を行っていく。

また、市役所内では総合案内所を拠点として、来庁者に対する案内や乳幼児健診でのアンケート調査等をロボットでどこまでできるかということの実証実験をしっかりと行っていきたいという計画である。

・【報3-1】近年、店舗等の様々なところでロボットは活躍しているが、それらとカナリアテック株式会社のロボットの違いとしては、カナリアテック株式会社が最も力を入れている「KRM」という世間でも注目されている機能である。簡単に言えば、ロボットに搭載されたカメラを通して受け取る情報から、周囲の環境に適応して自律的にロボットが動けるようなシステムを組んでいくことであり、これが可能となれば、今後様々な既設ロボットにカメラを通して、今まで出来なかった様々な動きができるようになるといったシステムを開発されているというところである。あくまでも、現在、実証実験中ということで、製品というよりも、システムがうまく動くかという実証実験を屋外で行っていくということであるので、草津市の企業であるので、こういった形で、市役所内でできればということを受け止めるところである。

実証実験については、企業のスタッフも対応するということであり、もしものときの保険も入っていくということであるので、時には止まることもあるかもしれないが、そういったところも踏まえて3ヶ月間傾注していきたいと考えている。

・本件については、月末の定例記者会見で報告をさせていただき、運用していきたいと考えている。

(4) 公営住宅建替事業に係る実施方針等の修正、特定事業の選定および入札公告について

【資料:報4-1~6】

【建設部長から資料に基づき説明】

・草津市営住宅木川団地と西一団地建替事業に係る実施方針等の修正、特定事業の選定および入札公告について説明させていただく。

- ・【報4-1】に基づき説明をさせていただくが、【報4-2】は、実施方針、要求水準書(案)の新旧対照表、【報4-3】は、特定事業の選定(案)、【報4-4】は、入札公告時に開示する落札者決定基準(案)、【報4-5】は、入札説明書、【報4-6】は、スケジュール概要となっている。
- ・【報4-1】本事業の「1. 経緯」について、公営住宅である木川団地・西一団地の建替えについては、PFI事業による施工を計画しており、令和7年11月27日の部長会議を経て、12月に議会協議後、令和8年1月16日に公表した実施方針および要求水準書(案)について、事業者からの質問・意見の受付および個別対話を実施し、これを踏まえた修正を行うものである。
また、今後、公表を予定している特定事業の選定および入札の公告にあたり報告をさせていただくものである。
- ・「2. 主なポイント」については、資料2「実施方針、要求水準書(案)」の修正点を記載しており、まず、「実施方針」については、市内に本社を有する事業者への発注を求めることとしていたが、そのことを明確にするため建設企業の参加資格要件について明記をさせていただいた。
また、「要求水準書(案)」については、余剰地活用業務として事業者が余剰地を市から事業用定期借地する面積、借地期間や貸付料の条件を具体的に規定するものである。
- ・P3の資料3「特定事業の選定(案)」について、PFI法第11条第1項の規定により、PFI事業として効果を発揮するものかどうかを評価した結果を公表するものであり、5月11日に予定している入札公告前に公表を行う必要があるものとなっている。
まず、「定量的評価」においては、市が自ら実施する場合と比較して、PFI方式では約7.74%、金額にして1億8千万円余りの財政負担の軽減が見込まれる。
また、「定性的評価」では、まちの魅力向上、事業者のノウハウを活用した良質な市営住宅、行政サービスの早期提供、リスクの回避・最小化などの効果が期待されているところであり、これらを踏まえて、本事業はPFI方式で実施することが適当であると判断し、PFI法第7条に基づき特定事業として選定するものである。
- ・P4の資料4「落札者決定基準(案)」について、事業者選定にあたり、評価項目等を定めるものがある。本事業においては、他市で同様の方式を採っている事例を参考にし、価格評価40点、提案内容評価60点の総合評価方式とするものである。
- ・提案内容については、選定委員会において審査を行い、基本方針や実施体制、市営住宅の整備内容、施工管理、移転支援、余剰地活用などの観点から総合的に評価し、最も優れた提案を選定する。
- ・最後に、P5の資料5「入札説明書(案)」について、本会議終了後、産業建設常任委員会協議会で協議をお願いし、令和8年5月11日に入札公告を行い、その後、説明会や個別対話を経て、9月末に提案書の提出という形で、11月に事業予定者の決定を予定している。その後、仮契約し、契約議決案件となるので、2月議会で議決いただき、令和12年度末までの事業を推進しようとするものである。

(5)非公開事案のため案件名記載なし

【非公表事案のため記録なし】

3. その他

【総合政策部長から】

- ・年度初めということで、いとまがないロゴチャットの運用について、確認のため御案内させていただく。
- ・【その他案件1】昨年度から運用方法について特に変更点はないが、事務手続について、資料の①で示すように、部長会議に重要報告として付議すべき案件について、やむを得ず、定例の部長会議に付議す

ることができない場合と、②で示すように、事故等による突発的に発生した案件で、部長会議に付議する重要報告ではないものの、部長会議の構成員や議会等に一刻も早く報告する必要がある場合の2パターンがある。それぞれ事務フロー、配信文、配信後の情報の取り扱いが異なっており、誤った配信文で配信されるケースも多い。トークルームについても、部長級のみトークルームも、別に用意してあるので、御注意いただきたい。

なお、重要報告は、本来、部長会議へ付議する案件であるので、安易にロゴチャットの配信で済ませることにならないよう御留意いただくとともに、付議書の提出期限を過ぎる場合には、一度、企画調整課に御相談いただくよう周知・徹底をお願いします。

・本日お示した資料のデータについては、電子キャビネットにも保存しているので、今後も必要に応じて参照いただきたい。

【総合政策部長から】

・【その他案件2】令和8年度の人権・同和問題研修会について、令和8年4月3日付でインフォメーションにて、「人権擁護に関する基本方針」に基づく具体的な施策の推進等について、通知させていただいたところであり、今年度、人権政策課および人権センターにおいて、人権・同和問題研修会を開催する一覧を資料に記載させていただいている。

・今後、各所属で企画される行事等については、できる限り開催日が重ならないように企画等いただくよう御配慮をお願いしたい。

また、各所属におかれては、人権擁護推進員、そして職場研修推進員ということで、職場内での人権研修を推進いただいているところであるが、1人1人の職員が人権について日常的に意識し、人権を基調とする行政の担い手であるという認識のもと、人権感覚を高める学習に心がけていただくために各職員の積極的な自主参加もお願いしたい。特に9月23日(水・祝)に開催予定の「いのち・愛・人権の集い」、11月28日(土)に開催予定の「草津市平和祈念の集い」、2月11日(木・祝)に開催予定の「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」については、人権擁護推進員、そして職場研修推進員を中心に、積極的に参加いただくようお願いする。

・同内容についてはインフォメーションでもまた周知させていただくので、よろしく願います。

【まちづくり協働部長から】

・例年開催させていただいているとおり、令和8年5月30日(土)10時から市役所2階特大会議室にて「町内会長全体説明会」を開催させていただく。今年も理事者をはじめ、各部長級の職員の皆様にも御出席いただきたいと考えているので、日程調整のほどよろしく願います。

また、4月下旬頃に正式に通知文等で御依頼させていただくので、よろしく願いたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp